

設計段階における景観への配慮に関する特記仕様書

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で本業務に適用する。

第2条 業務内容

本業務の実施にあたっては、現場条件、コスト、経済性や景観特性等を踏まえた上で、「ふじのくに色彩・デザイン指針(社会資本整備)」*を参考に景観に配慮して設計を行うものとする。

また、景観に配慮した内容は、共通仕様書第1211条(1)の規定に基づき設計業務成果概要書に取りまとめるものとする。

第3条 疑義

業務の途中において疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議し方針を決定するものとする。

※ 指針はこちらからダウンロードできます。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510/fujinokuni-shishin.html>